

## R4 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1	旭町 自治会	高齢者が安心して生活できる街づくりのための、移動支援事業「旭サポートカー」事業支援について 昨年7月から始めて約一年たって、事業として定着してきた。今後も支援をしてほしい	旭町自治会におかれましては、昨年7月6日から自治会が主体となって高齢者移動支援事業「旭サポートカー」の運行を開始され地域住民を協力のもと、高齢者をはじめとする地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保し、福祉の向上を図っていただいておりますことに対して改めて感謝を申し上げます。 本市としても、こうした地域主体型交通の取り組みは、「亀岡市地域公共交通網形成計画」に掲げる基本理念の「地域に根ざした持続可能な公共交通」の実現に不可欠なものであり、亀岡市内の先進的なモデル地区として紹介をさせていただいているところです。 運行から1年経ち、利用者も定着しまして地域での評判も上々と伺っていますので、今後とも持続可能な運行を行っていただくために、桂川・道路交通課を窓口として積極的にお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。	まちづくり推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

## R4 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
2	旭町 自治会	【1/2】 新規就農者等の旭町内への定住支援 移住定住を確実に進めるため、定住し てもらえる支援をしてほしい。	<p>(現状) 移住者の受入に積極的な地域を京都府の移住促進条例に基づき、移住促進特別区域として指定しており、本市では旭町を含む12地区が指定されています。</p> <p>指定区域では、居住するための空き家改修や家財撤去、起業するための空き家改修の補助制度があり、移住者等にご活用いただいております。また、昨年度からは、空き家・空き地バンク登録にご協力をいただいた自治会等への報奨金や、自治会等による空き家の家財撤去費用を補助する制度を始めております。</p> <p>(空き家の問題・空き家バンク登録について)</p> <p>本市においては、毎年「空き家相談会」を6月、9月、12月、3月の年4回実施しております。当日は、空き家・空き地バンクの運営等に関して協定を締結している「京都府宅地建物取引業協会」「全日本不動産協会京都府本部」「京都司法書士会」「京都土地家屋調査士会」「全国古民家再生協会」からも応援にきていただき、空き家等の様々な問題に対してアドバイスできる体制を整えておりますので、ぜひご利用いただければと考えております。相談会にお越しいただくことが難しい場合は、担当課のSDGs創生課にご相談いただければご対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>そのほか、空き家問題の解決に向けた取り組みをされているNPO法人などの団体とお繋ぎさせていただくこともできます。</p> <p>(補助金について)</p> <p>【移住促進住宅整備事業(空き家改修補助)・移住者への補助】 移住者が行う空き家の改修費用として上限180万円を補助、補助率は10/10です。これは移住者への支援であり、条件は、空き家バンクへ登録されている物件を亀岡市外からの移住者が購入又は賃貸される場合が対象となります。</p> <p>【移住者起業支援事業・移住者への補助】 移住促進特別区域において、移住者が空き家等の既存施設の改修や増築をして店舗や事務所を開設し起業する場合、整備に必要な経費について上限300万円を補助、補助率は2/3です。 (続く)</p>	市長公室長	①実施	こん談会時の回答のとおりです。

R4 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
3	旭町自治会	【2/2】 新規就農者等の旭町内への定住支援 移住定住を確実に進めるため、定住し てもらえる支援をしてほしい	<p>(続き)</p> <p>【空家流動化促進事業(家財撤去補助)・空き家所有者への補助】 空き家の所有者が行う家財撤去費用として上限10万円を補助、補助率は10/10です。これは空き家所有者への支援であり、条件は、空き家・空き地バンクへ登録いただいている物件を亀岡市外からの移住者が購入又は賃貸される場合が対象となります。</p> <p>【地域受入体制整備促進事業・自治会等地域団体への補助】 自治会等において移住促進に関するパンフレット(地域紹介冊子)等の作成や、空き家、空き地、農地等の実態調査やその調査のデータベース化などにかかる費用として上限50万円を補助、補助率は10/10です。これは自治会等への支援であり、移住促進特別区域である旭町は対象となります。</p> <p>【空き家掘り起こし事業・自治会等地域団体への補助】 自治会等の地域団体への支援として、自治会等の働きかけにより空き家・空き地バンクに物件が登録された場合に3万円、さらにその物件が、売買・賃貸などマッチングが成立した場合には追加で2万円を支援するものです。</p> <p>【空き家家財撤去事業・自治会等地域団体への補助】 自治会等の地域団体への支援として、自治会等が所有者同意のもと行う家財撤去費用を 上限20万円補助、補助率は10/10です。</p> <p>(今後について) 旭町におかれましては、自治会を中心に積極的に当バンクへの登録を呼びかけていただきありがとうございます。本市への移住定住の促進に向けた取り組みについては、自治会はじめとする地域の皆さまや京の田舎ぐらしナビゲーターの方々等と情報を共有させていただき、空き家の発掘や当バンクへの登録による空き家の利活用に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願います。</p>	市長公室長	〃	〃

R4 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
4	旭町 自治会	新規就農者等の旭町内への定住支援 既存集落まちづくり区域の指定を受けて 制度の説明会などをしてほしい	<p>旭町においては、地域の検討委員会を中心に勉強会等を積み重ね、既存集落まちづくり区域の地域案をとりまとめでいただき、令和4年6月30日に「旭地区」として区域指定告示を行いました。</p> <p>今後は、指定区域内であれば、誰でも空き地に自己用住宅を建築することや、空き家を本制度で指定している用途への変更が検討可能となる(適正な建築物に限る。)など、集落内の空き地や空き家の有効活用や地域への定住施策等の促進が期待されます。</p> <p>本市においては、制度活用を促すため、既存集落まちづくり区域指定制度のパンフレットや市広報紙、ホームページなどを通じて、「旭地区」を含めた既存集落まちづくり区域指定制度の周知に努めているところです。</p> <p>本制度について地域住民の皆さまの理解を深めていただくため、ご提案いただきました制度の説明会についても適宜対応させていただきますので、都市計画課にご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、自治会あてに個別具体の計画などの相談があった場合は、内容により必要となる手続きなどが異なりますので、直接、都市計画課開発許可係に相談されるようご案内ください。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R4 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
5	旭町自治会	荒神河原の防災対策について 上流部の荒神河原の防災対策を抜本的にお願いしたい	<p>荒神河原(こうしんがわら)と通称呼ばれております砂防河川の北谷川につきましては、京都府において平成23年度に課題解決に向けた調査検討が行われ、流末処理の問題につきまして、千歳町小口地区のほ場整備事業で整備された排水路を経て、平の沢池へ流下させることで、千歳町、馬路町自治会の了解をいただいたところです。</p> <p>その後、京都府と協議調整する中で、市道美濃田平野線より上流域である砂防指定地内は京都府の砂防事業で実施し、市道より下流域は本市で整備を行うこととしているところです。</p> <p>北谷川の事業実施にあたりましては、河川断面や法線の決定など上下流の整合のとれた計画策定、工事施工が必要であり、京都府と連携した取り組みが必要ですが、まずは本市が施工します下流域において、本年度、素掘り等による仮水路の施工を行っているところです。</p> <p>また、京都府に対しまして、本年度の砂防事業実施箇所は、旭町地内の境川と千歳町千歳地内の中谷川において、用地補償等を実施すると聞いているところですが、本市といたしましても、当該北谷川につきまして、できる限り早期に事業着手いただくよう働きかけてまいります。</p>	まちづくり推進部長	④要望	こん談会時の回答のとおりです。
6	旭町自治会	川東線歩道の整備 舗装も凹凸激しく、景観等も考慮するならば、樹種の変更等も検討してほしい	<p>街路樹については植えられてから相当の年月が経過しており、特に根上がり著しく路面の凹凸が顕著な箇所、また、枝葉の成長が原因で車道の視界を妨げている箇所については、順次、修繕、剪定を行い歩行者、車両の安全確保を行っているところです。</p> <p>当該路線の街路樹については、平成29年度に現地調査を行い景観等も考慮し、間引く形で伐採を実施し、一定完了したものと考えております。伐採後の切り株、植樹樹の撤去、根上りに伴う凸凹については、昨年度より年次的に修繕を行っております。</p>	まちづくり推進部長	①実施 ⑤困難	<p>歩道の舗装修繕については、実施済、来年度以降も引き続き、実施予定です。</p> <p>樹木の伐採は基本的には実施しないが、管理上、危険と判断した場合は伐採します。</p>

R4 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
7	旭町 自治会	<p>【質問等】川東線歩道の整備                      現状にご理解いただき、対処をしていた                      だいているが、現状、生徒たちの通学路                      として、年々樹木の成長著しく歩道の半                      分近くの太さのものもある。舗装も凹凸                      激しく、景観等も考慮するならば、樹種                      の変更等も検討してほしい。                      また除草作業についても、法面では、か                      かなり草が生い茂っており急斜面である                      ため地元での除草作業は困難である。                      継続的な維持管理も合わせてお願いし                      たい。</p>	<p>樹種については、これまでの対応を踏まえて、現状、ポプ                      ラでいきたいと考えております。                      また除草作業については、水路側は交通量が多く安全の                      観点から亀岡市が行い、歩道側は地元で行っていただい                      く事でやってまいりました。法面については、国道477号                      との交差点付近の法面が、かなり草木が生い茂っている                      と認識しております。定期的な除草作業については、夏場                      に市内一円で行っており、法面の除草作業も合わせて行                      うことが可能であるか検討させていただきます。</p>	まちづくり推 進部長	<p>⑤困難  ①実施</p>	<p>樹種の変更は困難です。  除草作業については、実施済みです。</p>

R4 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
8	旭町自治会	旭町印地における「泰宏牧場」からの臭気等について	<p>地域課題として要望をいただきました泰宏牧場の臭気問題につきましては、畜産環境に係る改善対策として、京都府南丹広域振興局、京都府南丹家畜保健衛生所、京都府南丹保健所及び亀岡市をはじめ、行政区であります南丹市も含めた連携体制で、飼養状況の巡回指導を行っているところです。</p> <p>現在の状況確認におきましては、牛舎内の清掃状況、糞尿処理状況など「飼養衛生管理基準」及び「家畜排せつ物法に基づく基準」に基づいて飼養状況を指導しているところですが、法や基準の抵触には当たらず飼養されている状況にあります。</p> <p>しかしながら、現に、近隣周辺の住宅地では当該牧場からの臭気があるのも事実で、生活に影響していることから、当該農場に対して、京都府や南丹市からも臭気に対する対策を講じ、住環境に十分に配慮した飼養を行うよう、引き続き助言・指導していただくよう強く要望しているところです。</p> <p>今年度につきましても、上記の京都府関係機関、南丹市、亀岡市環境政策課、亀岡市農林振興課で構成します環境保全指導部会におきまして、悪臭の防止等をはじめとした、懸案事項として要望をいただいております諸課題についても情報共有しているところであり、南丹管内の畜産担当者の会議等でも意見交換を行ってまいります。</p> <p>今後とも、この環境保全指導部会のメンバーで定期的に現地へ赴き、近隣地区の環境改善に向けて、泰宏牧場への家畜飼養状況の点検に努めたいと考えております。</p>	産業観光部長	①実施	<p>泰宏牧場の臭気問題につきましては、畜産環境に係る改善対策として、京都府南丹広域振興局、京都府南丹家畜保健衛生所、京都府南丹保健所及び南丹市も含めた連携体制で、飼養状況の巡回指導を行っています。</p> <p>今後も引き続き、当該農場に対して、京都府、南丹市及び亀岡市で構成する「環境保全指導部会」において情報共有し、南丹市とともに、臭気に対する対策を講じ、住環境に十分に配慮した飼養を行うよう、引き続き助言・指導していきます。</p> <p>今年度につきましても、10月26日に関係機関とともに現地へ赴き、近隣地区の環境改善に向けて、泰宏牧場への家畜飼養状況の点検を行いました。</p>

R4 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
9	旭町自治会	旭町印地における「泰宏牧場」からの臭気等について	<p>印地区の臭気問題につきましては、住民の皆さまの生活に関わる切実な問題として、問題改善に向け継続的な対応を行っているところです。</p> <p>現在、月2回の臭気の調査を実施し、天候や気温の変化による臭気の傾向について調査しております。当地域については法令上の規制地域ではありませんが、それに関わらず環境基準に基づいて調査を行った結果、環境基準を超過すると見込まれるような臭気は確認できていないのが現状です。しかし、職員による臭気強度の調査では、風向き等によって臭いを感じることも事実であります。</p> <p>こうした調査結果につきましては、例年開催される地元印地区の総集会にて報告しており、今年度につきましても、調査結果をお示ししているところです。</p> <p>当事業場への対応としましては、これまでからも申し上げており、当地域が悪臭防止法による規制地域ではないことから法規制に基づく指導は実施できませんが、環境政策担当として、今後も臭気の定期的な調査を継続してまいりたいと考えております。</p>	環境先進都市推進部長	①実施	文書回答のとおりです。
10	旭町自治会	【質問等】 泰宏牧場からの悪臭について、最近は更に環境悪化が深刻であり、雨天等、湿度の高い日や従業員の少ない土日は特に悪臭が著しい状況である。	<p>今後も臭気の定期的な調査を継続してまいりたいと考えている一方で、当事業場については、所在地が南丹市にあり、亀岡市で事業を行っているわけではないため、具体的な取組を行うことが非常に難しいというのが現状であります。そのため、南丹市とも連携をしながら、印地区を含めた住民の皆さまの現状を発信し、行政として問題改善に向けて様々な要請等を行ってまいりたいと考えております。</p>	環境先進都市推進部長	③検討	文書回答のとおりです。